

神戸市告示第 236 号

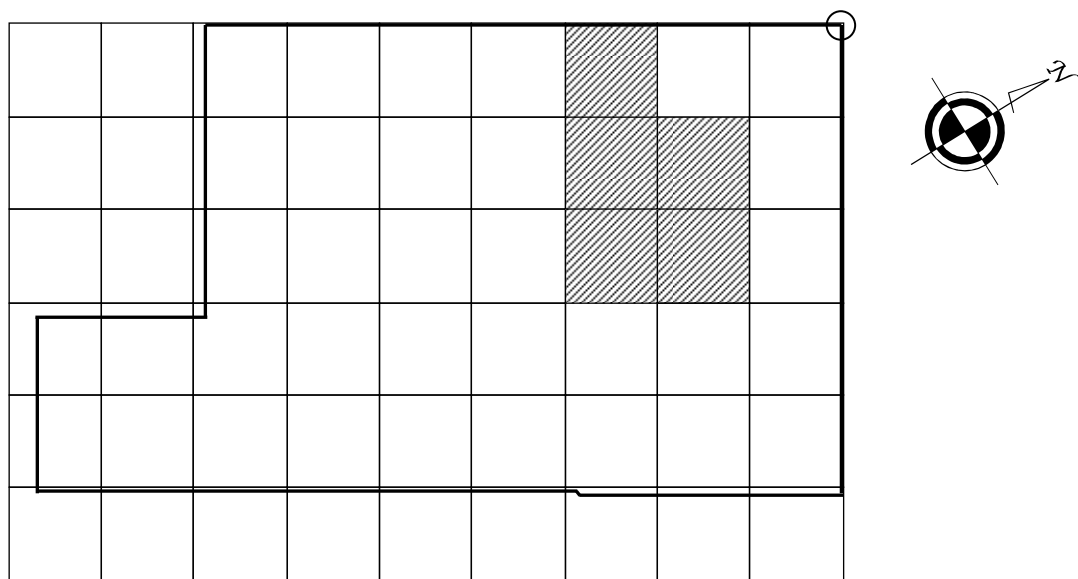
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき，形質変更時
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 25 年 6 月 4 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 指定を解除する区域（別図のとおり）
中央区栄町通 7 丁目 1 番 5 の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域
の指定を解除する区域

<起点>
起点は、中央区栄町通 7 丁目 1 番 5 敷地
北側境界石標とする。

<格子の回転角度>
 $31^{\circ} 29' 37''$
起点を通り、東西方向及び南北方向に引い
た線並びにこれらと平行して 10m 間隔で
引いた線により形成される格子を、起点を
支点として座標北から時計回りに回転さ
せた角度を示す。